

## 富山県衛生研究所共同研究員受入規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、富山県衛生研究所共同研究規程（以下「共同研究規程」という。）第4条第2項に規定する共同研究者の組織に属する研究員を一定期間研究所に受け入れ、相互知見の交流、もしくは分担の研究を行わせるために必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において、「研究所」、「共同研究」、「所長」、「共同研究契約」及び「共同研究者」とは、共同研究規程の定めるところによる。

(1) 「共同研究員」とは、共同研究者の組織に属する研究員のうち、研究所において共同研究を行う者をいう。

### (受入条件等)

第3条 共同研究員受入条件は、次のとおりとする。

- (1) 共同研究実施のため共同研究員受入れが必要で、共同研究者が合意していること。
- (2) 共同研究員の受入期間は、共同研究期間内、かつ、単年度以内とする。
- (3) 共同研究員は無給とし、受入れに必要な経費は、次条の申請者がすべて負担すること。
- (4) 共同研究員が研究所において研究を行う際には、研究所の諸規程を遵守すること。
- (5) 共同研究員が故意又は重大な過失により研究所の施設、設備等を損傷したときは、本人、又は本人が所属する組織の責任において、損害を弁償するものとする。
- (6) 共同研究員が研究所内において受けた傷害又は損害に対して、研究所は一切その責を負わないものとする。

### (受入申請)

第4条 共同研究者が第1条の目的で研究所への共同研究員の受入れを希望する場合には、共同研究者は、共同研究員受入申請書（様式1）及び共同研究員承諾書（様式2）を受入れ予定の部の部長を経由して所長に提出するものとする。

### (受入決定)

第5条 所長は、前条の申請にかかる受入れが、第3条の受入条件等を踏まえたものであり、かつ、共同研究の進捗に有益であると判断した場合には、受入れを決定するものとする。

2 前項の規定は、第8条の受入期間延長の手続きについて準用する。

### (研究成果)

第6条 共同研究員が研究所における研究成果を発表する際には、共同研究契約書及び共同研究規程第9条の規定に従うものとする。

### (受入終了)

第7条 共同研究者は、受入期間の満了時又は受入期間内に受入れを終了するときは、受入部長を経

由して共同研究員終了届（様式3）を所長に提出するものとする。

（受入期間延長）

第8条 共同研究者は、受入期間の延長を希望する場合には、第3条第2号で定める期間の範囲内で受入部長を経由して共同研究員期間延長願（様式4）を所長に提出するものとする。

（協議）

第9条 この規程に定めのない事項及びこの規程の解釈上疑義を生じた事項については、所長は共同研究者の意見を踏まえ、決定するものとする。

附 則

この規程は令和6年12月10日から施行する。